

新しい社会主義

——チェコスロヴァキアの事例——

片岡信之著

千倉書房

著者略歴

1939年 岡山県に生る

1963年 神戸大学経営学部卒業

1971年 京都大学大学院経済学研究科博士課程単位取得

現在 龍谷大学経営学部助教授

著書 『批判的経営学』同文館，1972年（共著）

『経営経済学の基礎理論』千倉書房，1973年

『日本経営学史一人と学説』（第2巻）千倉書房，1977年（共著）

『ソ連の行動科学的管理論』同文館，1977年（共訳）

『現代資本主義と経営学説』ミネルヴァ書房，1978年（共著）

『新しい社会主義』

——チェコスロヴァキアの事例——

昭和54年3月20日 印刷

昭和54年3月30日 発行

検印

省略

草津市野村町655-22

著作者 © ^{かた}片岡^{おか} ^{しん}信^し之

東京都中央区京橋2-4-12

発行者 千倉悦子

東京都文京区小日向2-18-4

印刷者 誠之印刷株式会社

104 東京都中央区京橋2-4-12 京橋第一生命ビル

発行所 千倉書房

TEL. 03 (273) 3931 (代) 振替・東京2-978

3034-0363-4606

は し が き

本書はチェコスロヴァキアに事例をとりながら、現在混迷を続けている社会主義ビジョンを考える一つの手掛りを提供しようとするものである。内容的には、本書に引き続いて千倉書房から刊行される予定の拙著『集権的社会主義の成立——チェコスロヴァキアの事例』から接続するものである。もともと一冊にまとめることを予定して書かれたものであるが、事情によって、分冊にすることとなったのである。

第2次大戦後のチェコスロヴァキアの歴史は、(a)1945～46年の第1次国有化の波と計画化への準備の時期、(b)1947～48年の経済再建2カ年計画と第2次国有化の時期、(c)1949～53年のソ連化進行・政治裁判・第1次5カ年計画の時期、(d)1954～55年の新コース（第1次5カ年計画の不均衡是正）といわれるスターリンの死直後の時期、(e)1956～60年の第2次5カ年計画の時期、(f)1961～65年の経済的停滞期、(g)1966～67年の経済的・政治的・文化的改革要求の漸増期、(h)1968～69年初頭の「プラハの春」およびその余韻の時期、(i)1969年春以後の「正常化」進行の時期という区分けが可能であるが、(a)～(e)の時期を『集権的社会主義の成立』で、(f)～(i)の時期を本書で扱っている（ただ、本書も『集権的社会主義の成立』も、厳密な時代順記述のみを旨とはしていないため、多少前後するところはある）。

さて本書は4章編成からなるが、第1章では、スターリン死後の(e)～(g)の時期の政治的・社会的・文化的動向を概観し、「プラハの春」に至る潮流をさぐった。読者は、多方面にわたる社会主義革新運動の主張を発見されるであろう。第2章では、1956～57年ごろに一つの転機を迎えた集権型経済システムになんらかの手直しを必要として出てきた58年の経済改革（第1次経済改革と本書では命名した）の内容、背景、失敗原因などをさぐり、その中からヨリ深い経済改革論議への深まりの様子を描いた。第3章では、第2章を受けて、

65年以後のヨリ徹底的な第2次経済改革の内容、背景、実施の実態を考察している。この章は「プラハの春」の経済的背景をなす要因であり、第1章とともに、直接に第4章に接続するものである。第4章は68年の「プラハの春」の激動年を描いたものである。この年については、日本でも多数の報道があり説明の必要はあるまい。最後に「あとがき」で69年以後から今日までの「正常化」の動向を簡単に紹介しておいた。

本書の内容は以上のとおりであるが、次に、なぜ筆者がこのテーマにとりかかったかということにつき、多少申し述べておきたい（事の性質上、以下は『集権的社會主義の成立』の「はしがき」と重複するが諒とされたい）。

研究の直接の動機は、昭和48年度に海道進教授を中心にして、文部省科学研究費助成を得て始められた「経済改革下における社会主義企業」研究で、筆者がチェコスロヴァキアを担当したことにあるが、そのみではなく、この研究が筆者の当面必要としている作業とも重なっていたことにある。筆者は所属する大学の講義科目（経営学説史）の一部としてソ連など社会主義国での経営学史の研究も行っているのであるが、その研究をすすめる際に、集権的中央管理から分権的経済改革への大きな背景の理解なくしては、経営学の変遷も理解しえないことを確信し、ちょうどそのあたりの勉強を始めようと思っていたところだったのである。加えて、さらにチェコスロヴァキアに関しては、例の「プラハの春」以来、ずっと関心をひかれ続けてきていた事情もあった。軍事的にはついにせよ、思想的には勝負はついていないという一種の確信に近い気持があったからである。そうしたわけで筆者は（グラスゴー大学ソ連・東欧研究所への留学期間を含めて）ここ5～6年間は、主としてチェコスロヴァキアの研究にたずさわった。幸いなことに、次のような理由で、チェコスロヴァキアは、社会主義を理解するうえでは最も好適な材料となる国であった。すなわち、①1948～50年代の間、東欧中で最も典型的にソ連型社会主義の模倣を重ねていった国であり、その意味でスターリン主義的集権社会主義の特徴点、構造、欠陥が最も典型的に把握できること、

②60年代前半に訪れた構造的な経済危機は、ソ連・東欧諸国中で最も深刻だったことから、経済改革の必要性・必然性の根拠が最も明確に把握しうること、③したがってチェコスロヴァキアでの経済改革論議は、最もラディカルな形で表出する可能性があったし、事実、今後われわれが新しい社会主義モデルを考察する場合に参考となる諸材料・論議が、ある意味では出つくしたといつてよいほど出されたこと、④同様に政治・社会・文化面でも、鋭い諸議論が出つくすくらいに多方面にわたって出されたこと、⑤他の国の経済改革と異なり、チェコスロヴァキアでは、経済改革（経済的土台）と政治・社会・文化改革（上部構造）の結合というユニークかつラジカルな方向に発展していったこと、⑥スロヴァキア問題を通して、社会主義社会内部での民族問題処理の実情を知ることができること、⑦今日まで続いている国内外での改革派の抵抗運動に対する当局の（東欧諸国中で一番きびしいと思われる）対応を通じて、社会主義のもとでの異議申立の深刻さを考えさせられること、などである。

さらに、チェコスロヴァキアは、次の諸点で日本と共通点があり、その意味で日本の今日と将来を考えてゆくうえでも、いろいろと学びうる経験をもっているように思われることである。①チェコスロヴァキアは、ソ連・東欧諸国中では最も工業化の発展段階が伝統的に高かった国であり、革命前からすでに中〜先進国であったこと、②革命前から文化水準が高く、西欧の民主主義もよく発展していた国であること、③革命前にも左翼勢力が強く、一定勢力をもっていたこと（右派から左派まで含んだ社会党；合法化されていた民族主義的共産党とその柔軟な戦術）、④東西両陣営にはさまれた小国として国家の存亡を考えざるをえない位置にあったこと、⑤資源と市場が必ずしも充分でなく、伝統的に貿易立国の国であること等々。

理念としての社会主義と現実のそれとの乖離が言われるようになって久しい。革新運動における理念モデルの未確定と情熱の退潮、運動の混迷もみられる。このような時にあたって、チェコスロヴァキアの経験を追体験して社

会主義とは何かを考えてみることは、決して無駄ではないと思われる。今日、ユーロコミュニズム（1968年のチェコ事件が大きい影響を与えたのだが）などといわれて話題にされる諸議論も、チェコスロヴァキアですでに出つくしていたと言っても過言ではないからである。

以上の意味で、本書および『集権的社会主義の成立』は、チェコスロヴァキアを見ながら実は社会主義一般をも考えてみようとする問題意識の上に立っている。そういう意識をもちつつも実際の文中においてあえて社会主義に関する理論上の一般的議論を禁欲したゆえんは、そうすることによって、党派的イデオロギー面の先行した空論の書になることをさけたかったからである。時として事実の提示は「思想」・「理論」より思想的かつ説得的・刺激的でありうる。その意味で著者は、A. ノーブ教授と同様に「客観主義の罪を犯す狙いで」本書を書いたのである（Alec Nove, *The Soviet Economic System*, George Allen & Unwin, London, 1977, p. 11）。

本書が成るにあたっては多くの方々の御援助があった。そのうちでも特に、神戸大学の海道 進教授、奥林康司助教授、グラスゴー大学ソ連・東欧研究所のA. ノーブ教授、D. J. I. マトコ氏らの諸氏なくしては、本書はできなかったであろう（但し、内容上の責任がもっぱら著者にあることは言うまでもないことである）。また、龍谷大学からは52年度留学の機会を与えられたのみならず、出版助成金の交付まで受けた。厚くお礼申し上げたい。

最後になったが、出版事情のきびしい今日、本書の出版を快くお引き受け下さった千倉書房、とりわけ副社長千倉孝氏、編集部長秋本敬助氏および、編集部次長塚越俊治氏に深く感謝する。

昭和53年12月

片 岡 信 之

凡 例

1. 文中に出てくる重要人物には、初出時にのみ欧文綴を添えた。
2. 文中の貨幣単位コルナ (Kčs) の基礎的交換レートの推移は次のとおりである。
1945年の第1次通貨改革時以降……………50Kčs=US\$1 (但しヤミ・レートは5～6倍)
1953年の第2次通貨改革以降……………7.2Kčs=US\$1
1971年12月～1973年2月……………6.63Kčs=US\$1
1973年3月以降……………5.70Kčs=US\$1

基礎的レートは上記のとおりであるが、現実には複数のレートがあり(旅行者レート、貿易レート、ハードカレンシー買上げレート、ヤミレート)、基礎的レートの1.2～5倍程度の範囲で多様に交換されている。ドルや円に換算する際の一応のメドと考えていただきたい。

3. 文中の「社会的総生産」は一定期間に生産された物質的使用価値の総量(中間生産物を含む。但し、保健・教育のような大部分のサービスを除外)である。「国民所得」は経済の物質的生産領域として扱われているものに生じた純生産であり、資本主義国の場合と異なる点は、大部分のサービスが除外されている点である。したがっておおむね西側方式の計算でする場合よりも5分の1程度少ない計算になるといわれている。

4. チェコスロヴァキアの戦後史は、通説ではいわゆる「人民民主主義革命」とともに始まったとされ、それ自体さらに第1段階＝「民主主義革命」(1948年2月までの連合政権)段階と第2段階＝「社会主義革命」(1948年2月以後60年までの「プロレタリア独裁」下の社会主義建設)段階とに分れるとされる。つまり広義では第1～2段階を含めて「人民民主主義」体制ととらえているわけであるが、本書では、「人民民主主義」体制の構造をより明確に浮び上がらせる目的から、第1段階を「人民民主主義体制」成立の前史として、第2段階を固有の「人民民主主義体制」として記述している(本文中に注記するように、これは石井保男氏の論文より学んだものである)。また60年には国名も改められ「社会主義」体制になったとされるが、新憲法公布ということ以外に「人民民主主義体制」から「社会主義」体制に体制移行したとするほどの決定的メルクマールが特に60年にあるわけではなく、その意味で、本書の記述は特別に60年を境に画然と区分けして記述するというやり方はとっていない。また「人民民主主義体制」とカッコを付してこの言葉を用いたものは、60年以前の段階をあえてこの新しい概念で呼称することの積極的意義に著者は疑念をもちつつも、事実記述の観点からはこの用語を採用せざるをえなかったという事情を反映している。

目 次

は し が き

凡 例

第1章 スターリン批判とチェコスロヴァキア 1

I	スターリン批判の影響	1
II	遅々とした名誉回復	7
III	スロヴァキア人の要求	9
IV	作家たちの反抗	12
V	青年・学生の動き	19
VI	政治的民主化要求の高揚	21
VII	スターリン主義的国家論への批判	25
VIII	共産党のあり方への批判	27
IX	自由化潮流の抑圧	30
X	共産党内部の変化	32
XI	改革派の実体	40

第2章 第1次経済改革の顛末51

I	経済活動の停滞	51
II	1958年の経済改革（第1次経済改革）	54
III	改革の不成功とその原因	59
IV	経済改革深化の声高まる	62
V	《生産手段の国有＝社会主義》説への批判	69

2 目 次

VI 市場利用の重要性	72
VII 社会主義と商品生産との関係	74
VIII 改革派の経済改革プランの内容	78

第3章 第2次経済改革89

——「プラハの春」の経済的側面——

I 新たな経済改革への動き	89
II 計画と管理の方法の改革	93
III 経済組織の改革	96
IV 収益性重視の企業経営と経営者教育	102
V 投資の効率化と非中央集権化	111
VI 労働・賃金政策の改革	115
VII 卸売価格改訂と価格の弾力化	120
VIII 消費者主権の重視	126
IX 労働者の経営参加と自主管理	128
X 農業部門の改革	132
XI 貿易面での改革	135
XII ソ連型とチェコ・ハンガリー型経済改革の相違点	138
XIII 経済改革に対する諸階層の受けとめ方の相違	140
XIV 経済改革進展の実態	146
XV 経済改革モデルの問題点	151

第4章 1968年——「プラハの春」の激動165

I 保守派の追放と改革派の台頭	165
II 「行動綱領」の発表	169

Ⅲ マルクス主義の原点復帰への希求	172
Ⅳ 検閲の廃止・保安機関の適法化	175
Ⅴ 党内民主化および複数党制	178
Ⅵ 労働者評議会設立の動き	183
Ⅶ 労働組合の課題の再検討	188
Ⅷ 改革に対する国民の態度	189
Ⅸ ソ連との関係悪化と5カ国軍侵入	196
X 軍事介入の原因は何であったか	204
XI 「正常化」の進行	210
XII 改革派の追放・言論規制の強化	212
XIII チェコスロヴァキア人の抵抗	215
XIV 1968年の経済状況	221
あ と が き	1-8
——「プラハの春」のついであとで——	

第1章 スターリン批判とチェコスロヴァキア

I スターリン批判の影響

ソ連でスターリン (Иосиф Виссарионович Сталин) が死去すると (1953年3月5日), その後を追うようにしてわずか9日の後にゴットワルト (Klement Gottwald) が死亡した (1953年3月14日)。スターリンの葬儀に参列中に襲われた悪寒をこじらせて死んだのである。彼は1948年2月事件後間もなく (6月) からチェコスロヴァキアの大統領をつとめていたが, スターリンの圧力で党内反対派のスラーンスキー (R. Slanský), クレメンティス (V. Clementis) らの友人までも肅清せざるをえなかった痛みを忘れることができず, 以来, 深酒とアルコール中毒に陥っていた。スラーンスキーの失脚以来, 彼は政府でも党でもナンバーワンとなり権力が絶対化した⁽¹⁾が, それは形のうえて, 実際はスターリン主義の側近が切りもりしていたのである。ゴットワルトの後任にはアントニン・ザーポトツキー (Antonín Zápotocký) が大統領として選ばれたが, 彼も1957年に死去するということがあって, さらに共産党第1書記のアントニン・ノヴォトニー (Antonín Novotný) が大統領に選ばれた⁽²⁾ (1957年11月)。党第1書記 (1953年9月以来) の地位はノヴォトニーが兼務のままであり, また彼は国民戦線の議長でもあったから, いわば一手に権力を集中したことになる。彼は1964年11月には大統領に再選され, さらに5年間大統領を続ける予定になっていた。

スターリンの死後もチェコスロヴァキアではザーポトツキー→ノヴォトニーのもと, ハンガリーやポーランドのような大きな危機を経験することもなく, 政治・経済は運営されていた。しかし, スターリン死後の東欧における

一連の非スターリン化の動きは、もちろんチェコスロヴァキアにとって無関係であったわけではない。ただ、1958年ごろまでは、他の時期にくらべれば生活水準の向上がよく行われた時期であったこともあって、インテリ層グループをのぞけば、スターリン主義的体制への抗議や改革の動きが出にくく、ポーランドやハンガリーよりは比較のおだやかな形でインパクトが与えられた⁽³⁾ということなのである。

そもそもスターリン主義的体制とは、セルツキー (R. Selucký) によれば、次のような特徴をもつ⁽⁴⁾。政治的には、単一党（共産党）に支配された厳格に中央集権的国家であり、官僚制、強力な警察力、各分野のハイアラーキー構造などによる社会のコントロールがなされている。全政治権力は共産党の最高ポストの少数者に集中し、彼らは大衆によるコントロールを受けない。経済的には、重工業を中心とする非市場経済型 (Non-market system) であり、需給による正常な市場規制が自由に作動せず、中央の詳細な計画と命令（行政命令、禁止、規制）による運営が中心をなす。イデオロギー的には、マルクス・レーニン主義を代表すると想定されているが、実際には、スターリン時代の政治的・経済的パターンを実利主義的に擁護しているにすぎない。この場合、指導者と人民、前衛と大衆、国家権力と被治者との間の無矛盾をアブリアリに想定する擬制が大きな役割を果たしている。

こうしたスターリン主義体制からの手直しはソ連では、1953年のマレンコフの新路線 (New Course) で幾分その前兆があらわれ——集団指導制、警察の地位の降格、重工業・兵器工業を犠牲にして軽工業と消費物資の生産を強化するなど——、さらに3年後にフルシチョフがソ連共産党第20回大会で行った秘密報告以後より明確化されていった。フルシチョフの非スターリン改革は、それ自体がまた政治的実利主義の所産であり、スターリン問題を理論的・歴史的にロシアの歴史の中で根本から再把握しなおすという面は確かに弱く、多くの批判のあるところであるが、それにもかかわらず、一定の民主化と自由化の諸措置（秘密警察解体、特別立法や特別裁判所の廃止、労働者の職務

放棄に対する厳罰措置撤廃、新刑法体系、公開裁判、経済体制分権化、各民族共和国の権限拡大、ソヴェトの活発化、労組の権限拡大、文化政策での統制緩和、党内民主主義回復措置)、国民生活向上の措置、それらを保証する外的条件としての平和と共存路線等々は、それ自体積極的に評価してしかるべき面を多く備えていることは否定できない。⁽⁵⁾

1953年6月の東ドイツ暴動、1956年6月のポーランドとハンガリーで相次いで起った暴動の反省のうえにたって、ソ連は東欧に対しても、社会主義圏諸国間での平等、不可侵、独立、内政不干涉、などを確認し、ヨリ平等な関係へと方向を是正する措置をとった。各国内での政治犯の釈放や名誉回復が行われ(ポーランドのゴムルカ、ハンガリーのライク、ブルガリアのチュルペンコフなど)、コミンフォルムも解散された(1956.4)。ユーゴスラヴィアに対しても方針転換がなされ、1955年のフルシチョフ(Никита Сергеевич Хрущев)のユーゴ訪問によって、1948年のコミンフォルムによるユーゴ追放以来断絶していたソ連とユーゴの国交関係も回復した。⁽⁶⁾そしてこの時に確認された合意事項——各国民は自国の主人公であり、自らが自国の社会主義への独自の道を選ぶ権利をもっている——は、のちにソ連共産党20回大会(1956.2)でも承認された。このように非スターリン化の動きはソ連・東欧諸国にとって、国内的には社会主義と民主主義の関係を問いなおすことであり、対外的にはソ連型の集権的一国社会主義モデルの限界を認め社会主義への多様な道を承認する方向を模索することであったといえる。

以上のようなソ連・東欧の動向の中で、チェコスロヴァキアでも1953年5月末～6月初めにかけてオストラヴァ地方での炭坑スト、ピルゼン地方での工場スト・暴動が通貨改革への不満から起り、共産党事務所が襲われ軍が出動するという事件もあったが、インテリ層などの不満と結びつかないものに終り、すぐ鎮圧されてしまった。2年後の1955年の半ばごろから、今度は作家や知識人の自由化運動、学生の反政府運動が高まるにいたった。彼らはマルクス・レーニン主義の講義の削減、禁書リストの廃止、外国の定期刊行物購読

の自由化、外国書翻訳の自由化、資本主義諸国の現状紹介、ソ連その他の国がおかした誤りに対する自由な批判の自由、国会議事録の公表、政治裁判の再審査とその公開、海外旅行の自由、ソ連国歌の演奏とソ連国旗掲揚の廃止、などを要求しはじめたといわれる。⁽⁷⁾ 1956年春ごろ、ソ連共産党20回大会の動きに一層刺激された作家・知識人たちは、多くの大胆な批判的論文を出しはじめ、以前に抑圧されたままの手稿を出版するようになり始めた。作家のムニャチコ (Ladislav Mňačko)、詩人のフルビーン (F. Hrubín)、ザイフェルト (Jaroslav Seifert)、カプリツキー (V. Kaplický) らがスターリン時代の文化政策を批判した第2回作家大会 (1956年4月) と56年メーデーのマジャール祭における学生の動き——プラハやブラチスラヴァで彼らは言論の自由、西側への接近の自由、西側新聞への接近の自由などを要求し、反体制的スローガンを掲げた——は、いわば以上の自由化運動のクライマックスであったといえよう。⁽⁸⁾

このような動きに対し当局は非スターリン化政策を他国よりももっと制約された形ではあったが、行わざるをえなかった。1955年1月に、1949年から51年の間の政治裁判を再検討するためにバラク (Rudolf Barák) 委員会 (The Barak Committee) がつくられ、56年には、調査対象の範囲が52年までひろげられた。1956年4月にゴットワルトの女婿であるチェピチカ (Alexej Čepička) 国防相兼第1副首相が解任のうえ党を追放されたのをはじめ、幾人かが詰腹を切らされた。1956年ごろから、ソ連とユーゴの和解協定を反映して、チトー主義に対する批判が姿を消し、従来の反ユーゴスラヴィアの誤った主張と政策は、ベリアとスラーンスキーとによってつくられたデッチあげだと宣伝された。スラーンスキー (すでに1952年に処刑されていた) は今やチェコスロヴァキアの最大のスターリン主義者として、もう一度糾弾されたのである。こうして死者に罪を帰するやり方はその後も続けられ、たとえば、ソ連共産党第22回大会 (1961.10) から帰国したノヴォトニーは、ソ連に従って個人崇拜の時代を批判したが、過去のその責任をすべてスラーンスキーやゴットワルトになすりつけることによってそうしたのである。

ノヴォトニーはこのように特定個人に批判の目を集中させることで非スターリン化の波をくぐりぬけようとし、他方では、作家・知識人・学生たちを孤立させるべく攻撃を加えた。1956年3月の党中央委員会でノヴォトニーは若干のイデオログが「まさにマルクス・レーニン主義の基礎そのもの」をすら疑いはじめたことを批判し、同年6月の党全国大会ではさらにその調子を強めた。彼は「階級利害が調和・融合するという修正主義的幻想」や、「ブルジョアと反社会主義者のプロパガンダの自由を求める」自由主義的見解、「党の政策へのプチブル的批判を反映した」見解、「(1948年)2月以前の状態に復帰することを、自由の口実でもって」党見解に「密輸入する」試み、等々を次つぎに酷評したのである。そしてついに56年12月には、修正主義に対する闘いは「革命的労働者の運動の主要課題」たることが党中央委員会総会で決められ、再び反ユーゴ、反ゴムルカの記事が新聞に見られるようにすらなったのである。かくて早くも1957年までには、「雪どけ」の動きは終息してしまった。学生はフェスティバルを開くことが禁じられた。1957年1月末、ノヴォトニーは「非スターリン化」というあいまいな言葉は反動勢力に手を貸すものだとして『ルデ・プラヴォ』紙上で言明、4月にはスロヴァキア共産党大会で知識人の反党・反国家的態度が批判され、6月にはチェコスロヴァキア共産党がチェコスロヴァキア作家同盟の大会に書簡を送り、イデオロギー的純粋性を守り反社会主義的見解と闘うよう求める中で、自由派の作家が批判され、また同月、共産党中央委員会によってハンガリー動乱の際にみせた知識人の動揺が批判された。このように57年中に行われた反修正主義キャンペーンによって自由化の波はおさえられたが、ノヴォトニーはさらに1958年にも追いつちをかけた。彼は1958年6月の第11回党大会で「修正主義の危険がその第1次の波の撃退によって根絶されたとは、われわれは決して考えていない。多くの日和見主義分子は沈黙と二枚舌でよそおって、うしろにかくれただけである」と言明し「偏向」した作家批判の手をゆるめず、スターリン主義の公然たる継承を宣言したのであった。かくて1959年のチェコスロヴ

ァキア作家同盟協議会では保守派が再びリーダーの地位を占めることができ
たし、スターリン批判後に各方面に（名誉回復され）復帰していた知識人を再
び追放することができたのである。1960年のいわゆる社会主義憲法は、こ
うした保守派の勝利を確認したものと見てよい。それは、チェコスロヴァキ
アが今や「社会主義」段階に達したし、間もなく「共産主義」に移行するの
だと言明することによって、非スターリン化は過去のものになったとの印象
を国民に与えることに、ある程度成功したのであった。⁽⁹⁾

以上のように、チェコスロヴァキアでの非スターリン化、自由化を最小限
におさえこみ、大事にまで至らせなかった理由は何だったのであろうか。理
由の一つは強力な官僚群の支配力であった。「この連中はスターリン主義的
支配の方法——国家および経済の中央集権的管理とすべてにわたる党優先主
義等——を忠実に疑うことなく墨守して来たという理由でその地位を得た人
たちであった。いったん権力の地位につくとこの官僚たち——そして特に党
委員会第1書記アントニン・ノヴォトニー——はかかる方法を最も有効で望
ましいものと考え続けた」。⁽¹⁰⁾ こうした官僚たちの既得権確保欲求が第1の理
由である。第2には、ノヴォトニーをはじめとする指導者たちの多くはかつ
ての粛清の嵐の中でなんらかの形でそれにかかわりあっていったという点があ
げられよう。40年代末から50年代前半にかけてふきあれた粛清について徹底
的な再調査をして犠牲者の名誉回復を行うことは、自らの足をすくうことにな
りかねないのである。だから彼らはスターリン像のとりはずしとかゴット
ワルトの遺体の霊所安置の中止とか若干の人びとの名誉回復を行うというよ
うな形で非スターリン化のゼスチュアを示したけれども、粛清の責任者を徹
底的に調査する気はなかったのである。第3の理由は、非スターリン化がス
ロヴァキア民族の独立意識との関連をもっていた点である。1950年代のスロ
ヴァキア指導者の追放・粛清によって中央集権体制を強固にしてきた党と政
府にとって、非スターリン化とスロヴァキア指導者の名誉回復を行うことは、
再びスロヴァキアの独立化要求に油を注ぎ、ひいては党内の分裂にすら結び